

美濃加茂市スポーツ協会表彰規程

第1条 この規程は、美濃加茂市のスポーツ振興及び美濃加茂市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）の発展に貢献した者並びに各種スポーツ大会において優秀な成績を収め、他の範となった者を表彰することを目的とする。

第2条 表彰される者の決定は、市スポーツ協会長（以下「会長」という。）の推薦並びに各加盟団体から推薦された者について選考委員会の審査を経て会長が行う。

2 前項の選考委員会は、会長を委員長とし、副会長及び会長が委嘱した常任理事でこれを組織する。

第3条 審査及び推薦の基準は、次のとおりとする。

(1) スポーツ功労者

ア 市スポーツ協会役員として本会の発展に功労のあった者

イ その他美濃加茂市のスポーツ振興に特に寄与した者で表彰することが適当と認める者

(2) 永年優秀選手

ア 市スポーツ協会の代表者として10年以上（女子は5年以上）県内外の各種大会に出場するとともに、平素から加盟団体の資質の向上と選手の育成指導に努め、他の模範となった者

(3) 優秀選手、優秀監督及び優秀チーム

ア 全国的スポーツ大会において上位入賞（6位以内）した者及び東海大会において3位以上の入賞並びに県大会において優勝若しくは準優勝した者

イ 前号のうち全国的スポーツ大会において優勝若しくは準優勝した者及び国際大会において上位入賞（6位以内）した者は特別優秀とする。

(4) 優秀指導者

ア 市スポーツ協会の代表者として県内外の各種大会に出場する選手を10年以上指導し、平素から加盟団体の資質向上に努め、他の模範となった者

第4条 表彰は、会長が表彰状及び次の記念章を贈呈して行う。

(1) スポーツ功労章

(2) 永年優秀選手章

(3) 優秀監督章及び特別優秀監督章

(4) 優秀選手章及び特別優秀選手章

(5) 優秀チーム章及び特別優秀チーム章

(6) 優秀指導者章

2 前項の(3) (4) (5) (6)については、2回目以降は賞状のみとする。

第5条 表彰は、毎年市スポーツ協会スポーツ大会の開会式で行う。ただし、必要に応じて臨時に行うこともできる。

第6条 各加盟団体は第3条に該当する者がいるときは、市スポーツ協会スポーツ大会の前30日までに慎重審査の上、功績調書及び推薦状を添えて会長に提出する。

附 則

本規程は、昭和44年10月1日から実施する。

昭和48年1月21日 一部改正

昭和49年9月21日 一部改正

昭和62年4月18日 一部改正

平成 2年7月13日 一部改正

平成 4年7月 8日 一部改正

平成17年3月23日 一部改正

平成21年4月25日 一部改正

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。